

取引開始基準

LINE 証券株式会社

当社は、次に定める基準に適合した顧客との間で店頭証券 CFD 取引及び店頭商品 CFD 取引を行うものとする。

- (1) 次に掲げるいずれの者にも該当しないこと
 - ①反社会的勢力
 - ②経済制裁対象者
 - ③非居住者
 - ④外国 PEPs
 - ⑤米国籍保有者または米国居住者
 - ⑥金融商品取引業者の役職員
- (2) 当社に FX 口座を保有しており、かつ FX 口座が閉鎖中ではないこと
- (3) FX 口座において、原則、取引の一部または全部が停止されていないこと
- (4) 「店頭 CFD 取引約款」、「店頭 CFD 取引の契約締結前交付書面」、及び「LINE CFD 取引ルール」の内容を確認し、店頭 CFD 取引の仕組みやリスク、LINE CFD 取引ルール等について理解したうえで、自己の判断と責任により取引すること
- (5) 金融資産が 10 万円以上あること
- (6) 投資方針・目的が、店頭 CFD 取引の性格に合致していること
- (7) 店頭 CFD 取引を行うにあたり、十分な投資経験を有していること
- (8) 79 歳以下の成人であること。ただし、顧客が 80 歳となる日の属する月の翌月末までは、当該顧客を本基準に適合する者として取り扱うことができる。
- (9) 当該顧客について、所定の本人確認が行われていること
- (10) 日本国内で利用可能な電子メールアドレス（顧客専用かつ別人名義の LINE FX 口座で使用されていないものに限る）を保有しており、電子メールアドレスの受信ができること
- (11) 日本国内向けの携帯電話番号を保有していること
- (12) 電話で常時連絡が取れること
- (13) 日本語でコミュニケーションが取れること
- (14) 「店頭 CFD 取引約款」における書面の電子交付等に承諾すること
- (15) 「店頭 CFD 取引に関する確認書」を電磁的方法により差し入れること
- (16) 過去に金銭の授受等で当社との間で問題を生じていないこと
- (17) 取引代理人、成年後見人、保佐人、補助人を選定していないこと
- (18) 日本国籍を有しない者については、適法な在留資格・在留期間を保持していること